

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2018.3. Vol.97

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『代償金の融資を伴う遺産分割協議サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

最近、始業前の朝の30分間、事務所の片付けをするようにしています。

片付けているのは、デスクの引き出し、作業スペース、備品置き場、1年間動きのない案件ファイル、などなど。

朝30分の片付けを始めてからは、

- ・気分が爽快になって仕事が捗る
- ・必要なものがすぐ取り出せて仕事が捗る
- ・探し物がすぐみつかって仕事が捗る

といったメリットを感じています。

もっと早く習慣化していれば。

ぜひ皆さんの職場でも試してみてください！

<サポート事例>

『代償金の融資を伴う遺産分割協議サポート』

今回は、代償金の融資を伴う遺産分割協議サポート案件をご紹介します。

亡きお父様の跡を継いで、自営業をされているY様。7年前にお父様に相続が発生した後、遺産分割協議がまとまらず、自宅の名義がお父様名義のままになっていました。

相続人は、お母様とY様と2人の妹様の計4名。Y様としては、お父様名義の自宅を相続して、建て替えた後、ご自身の家族とお母様と一緒に暮らすことを希望されていましたが、妹様のお一人が代償分割（不動産を相続しない代わりに代償金を受け取る方法）を希望されていて、その金額の考え方や支払

い方法が決まらず、そのままになっているとのことでした。

当事務所では、客観的な第三者として、相続人それぞれのお考えをヒアリングし、その上で、まず①法定相続分をベースに遺産分割の方針を決定 → ②不動産の評価額についての合意 → ③代償金の調達方法の決定 → ④遺産分割協議書の作成という順番で進められては、と合意までのステップについてご提案させていただきました。

①の遺産分割の方針決定に時間を要しましたが、②の不動産の評価額については公示価格ベースを採用することで合意、③の代償金の調達方法についてはY様の取引先信用金庫様に融資の相談をさせていただき、融資の事前承認が下りた段階

つづき↓

<サポート事例>

で、④相続人全員が遺産分割協議に署名押印しました。

相続登記、抵当権設定登記についてはパートナー司法書士と連携し、無事、代償金の融資及び支払いが実行され、お父様の相続手続きが完了しました。

<信用金庫職員様の声>

■「公正中立な立場から相続（遺産分割協議）をまとめてくださいました」（大田区 信用金庫 H様）

——H様のお仕事の内容、仕事のスタンスについて教えてください。

今年で入庫して6年目になりました。去年の5月から融資窓口業務を担当しています。それ以前は、営業担当で外回りをしていました。

当金庫のスタンスとしましては、今年から特に相談業務に力を入れており、お客様の課題解決の支援に軸足を置いています。

これまでは企業の運転資金の融資が中心でしたが、お客様のお困りごとの解決を支援することで、結果として融資につながればいいね、というスタンスでやっています。

具体的には、例えば、不動産業者と業務提携をして建て替えのシミュレーションをすることで、お客様が今、何に困っているのかを引き出す、といった

取り組みをしています。

今回のお客様も、築古のご自宅の建て替えをご提案させていただいた先のお客様になります。建て替えをご希望とのことでしたが、お父様のご相続（遺産分割協議）が終わっておらず、お困りになっていらっしゃいました。

——今回の融資成功のポイントを教えてください。

銚立先生にご相談させていただいたことが1番のポイントだったと思います。

当金庫だと、（特定の相続人と）取引のある金融機関という立場なので、公正中立な立場から、相続（遺産分割協議）手続きを進める必要がありました。

銚立先生は、あくまでも客観的な第三者として、公正中立な立場から相続（遺産分割協議）をまとめてくださいました。

——無事、880万円の融資が実行されました。

長年ずっと手続きできていなかったことが解決できて、お客様も本当に良かったと思います。

当金庫としましては、今回のご融資は、次のステップに進むための第一歩と考えています。

お客様の最終目標は、ご自宅の建て替えだと思います。長い目で、これからも相談業務や預金取引などのご支援を通じて、信頼関係を作っていきたいと思っています。

<編集後記>

西荻窪には個性的で魅力的な飲食店が本当にたくさんあります。一昨年に自宅、昨年に事務所を西荻窪に移してから、結構な数のお店を開拓してきましたが、それでもまだまだ行ったことがない気になるお店が。取引先さんが当事務所に打ち合わせにいらっしゃる日は、新たなお店を開拓する絶好のチャンス。「打ち合わせの後に一杯どうですか？」とよくお付き合いいただいています（笑）。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽にご連絡ください！

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

WEBからも、本紙を見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索 <http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！